

- 1 議案名 文化財指定解除の諮問について

- 2 提案理由 別紙のとおり、県指定文化財が文化財としての価値を失ったと考えられるので、文化財指定の解除について、徳島県文化財保護審議会に諮問したい。

- 3 関係法令 文化財の保護に関する条例第8条第3項及び第9条並びに第36条

(指定解除を諮問したい文化財)

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	川井のヒイラギ	1樹	美馬市木屋平字川井 625	北 眞二 美馬市教育委員会

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

(解除)

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときおよび前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十五条 委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定史跡、徳島県指定名勝又は徳島県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

(平一七条例五一・一部改正)

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。



美教地第376号
平成30年7月10日

徳島県教育委員会教育長 殿

美馬市教育委員会
教育長 村岡 直美



徳島県指定天然記念物「川井のヒイラギ」の枯死について（報告）

このことについて、別添のとおりです。

意見書

昭和61年5月2日に県指定天然記念物の指定を受けた「川井のヒイラギ」については、平成28年に樹木医の現地調査診断を受け、樹勢の回復は、不可能と診断されました。その後、発芽等を期待し、施肥し現状観察を行って参りましたが、回復ができなかったようなので、県指定天然記念物の解除もやむをえないと考えます。

県指定天然記念物「川井のヒイラギ」の保護対策と経緯について

川井のヒイラギは、昭和61年5月2日に県指定天然記念物に指定された。樹勢旺盛な頃は幹周り3.14m、樹幹は地上0.5mで大きく二分岐し、主幹はさらに分岐して斜上、あるいは並立して上方に小枝を分かっていた。また、他の幹は斜上しながら、上方に伸びて枝を広げており、枝張りは東西14.5m、南北13.5mであった。

平成28年度に樹木医による現地調査診断を受け、樹勢の回復は不可能と判断されるも、根元よりの発芽を期待し、施肥し、観察をするも回復することもなく、現在に至り、指定解除もやむをえないと考える。

平成25年

雪害により主枝の内1本が折損する被害が発生し、樹木医の指導の下、折損部分の応急処置を実施する。

平成27年

樹勢に衰えが見られる。

平成28年

急激な樹勢衰退で枯死状態となる。県文化財保護審議会委員と県教育委員会職員、美馬市教育委員会職員が調査実施。

樹木医の現地調査実施。樹勢の回復は不可能との判断があるものの、根元よりの発芽を期待し、施肥を実施し経過を観察する。

平成29年

県文化財保護審議会委員と県教育委員会職員、美馬市教育委員会職員が調査し、枯死している可能性が高いと判断する。

「川井のヒイラギ」(平成29年12月8日撮影)



図1 川井のヒイラギ

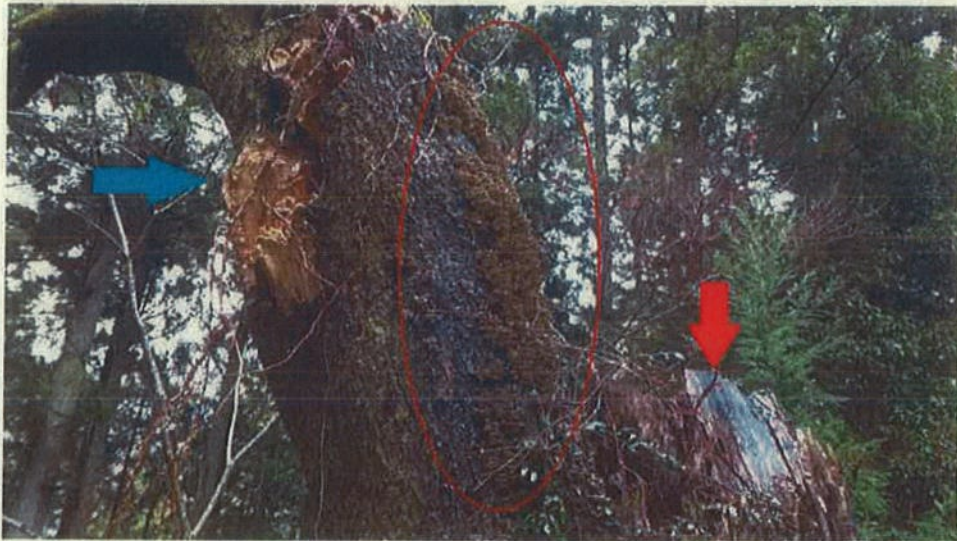


図2 樹幹の様子(赤矢印:H26き損部分, 青矢印:H29き損部分, 赤丸:キノコ)

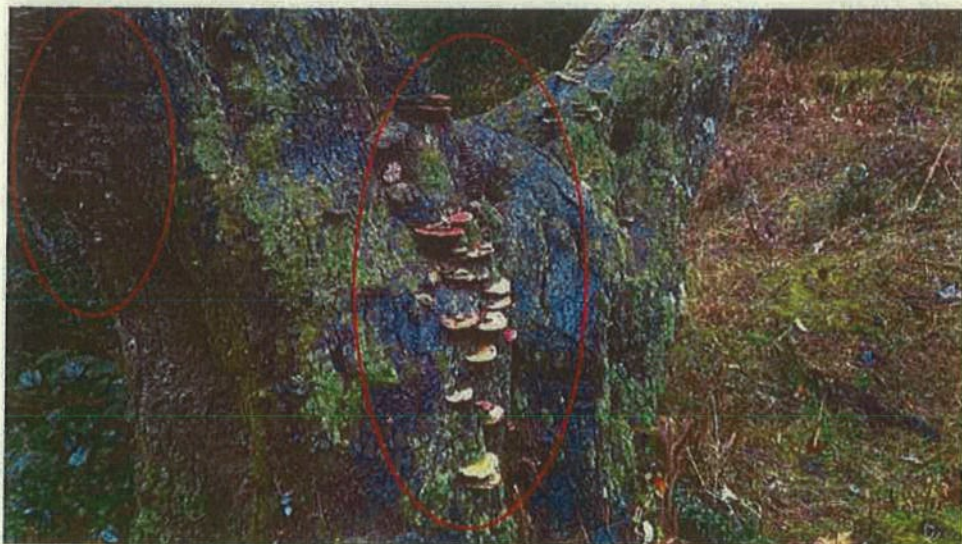


図3 基部の様子(赤丸:キノコ類)

徳島県内における指定文化財件数

平成30年7月1日現在

分 類	種 別	国指定	県指定	合 計	
有 形 文 化 財	建 造 物	18	16	34	
	美 術 工 芸 品	絵 画	6	30	36
		彫 刻	15	37	52
		工 芸 品	0	41	41
		書跡・典籍・古文書	2	24	26
		考古資料	3	17	20
		歴史資料	1	5	6
		〈内計〉	27	154	181
	〈小計〉	45	170	215	
無 形 文化財	芸 能	0	0	0	
	工 芸 技 術	0	6	6	
民 俗 文化財	有形民俗文化財	7	51	58	
	無形民俗文化財	3	15	18	
記 念 物	史 跡	10	27	37	
	名 勝	4	3	7	
	名勝天然記念物	0	2	2	
	天 然 記 念 物	動 物	10	3	13
		植 物	11	52	63
		地質・鉱物	4	7	11
		〈内計〉	25	62	87
〈小計〉	39	94	133		
重要伝統的建造物群保存地区		3	0	3	
重要文化的景観		1	—	1	
選 定 保 存 技 術		1	1	2	
合 計		99	337	436	
登 録 文化財	登録有形文化財（建造物）	177	—	177	
	登録有形文化財（美術工芸品）	0	—	0	
	登録有形民俗文化財	1	—	1	
	登録記念物	1	—	1	
重 要 美 術 品		6	—	6	
記録措置すべき無形民俗文化財		12	0	12	